

新宿東宝ビル屋外広告物に関する資料

一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント

〒160-0022

東京都新宿区新宿5丁目18番14号新宿北西ビル10階

TEL: 03-3207-4516 FAX: 03-3207-4519

Mail: information@d-kabukicho.com

新宿東宝ビルの壁面を活用した効果的なプロモーションを行ってみませんか！

歌舞伎町は新宿東宝ビルに伴い新たなエンターテイメントシティとして生まれ変わりました。

外国人観光客だけでなく、カラオケや合コン等を目的として多くの若者が飲食店等の利用のため街を訪れています。

現在、新宿東宝ビルは、宿泊施設や映画館、飲食店をテナントとする複合施設となっており、多くの人でにぎわっております。

また、その周辺にあります大久保公園や歌舞伎町シネシティ広場はイベントスペースとなっておりますので、広告媒体と組み合わせる事により、大きなプロモーション効果が期待できます。

ぜひ、新宿東宝ビル壁面を活用したプロモーションを行いませんか。

皆様のご連絡をお待ちしております。

※なお、この新宿東宝ビルの壁面を活用して得られる媒体収入は、歌舞伎タウン・マネージメントの公益的事業の財源となり、歌舞伎町の賑わいと安全・安心なまちづくりのために活用されます。



新宿東宝ビル周辺地図



新宿東宝ビル周辺地図 拡大図

媒体場所住所

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町1丁目19 新宿東宝ビル低層階壁面

屋外広告設置面



設置例(低層階南面)

新宿オクトーバーフェストでの掲出例 サイズ約48m²



掲出料金について

別表2 新宿東宝ビル壁面広告料

※製作・加工費・取付・撤去費、申請代行手数料、審査会審査料、屋外広告物許可申請手数料等含む

掲出場所	期間	種別	内容	金額
低層階南側・西側 (60㎡以内)	4週間	屋外広告物 掲出料	製作・加工費・取付・撤去費、申請代行手数料、審査会審査料、屋外広告物許可申請手数料等	2,849,000円 (税込)

掲出場所	期間	種別	内容	金額
低層階南側・西側 (100㎡以内)	4週間	屋外広告物 掲出料	製作・加工費・取付・撤去費、申請代行手数料、審査会審査料、屋外広告物許可申請手数料等	3,190,000円 (税込)

※上記金額は、南側または西側のいずれか1面(1デザイン)に掲出した場合の料金になります。

掲出規制

- ・クライアントおよびデザイン審査がございます。
- ・その他注意事項につきましては、歌舞伎町一丁目地区ビル壁面広告メディア利用基準をご参考ください。
- ・シートの製作及び施工については指定施工業者を使用いたします。

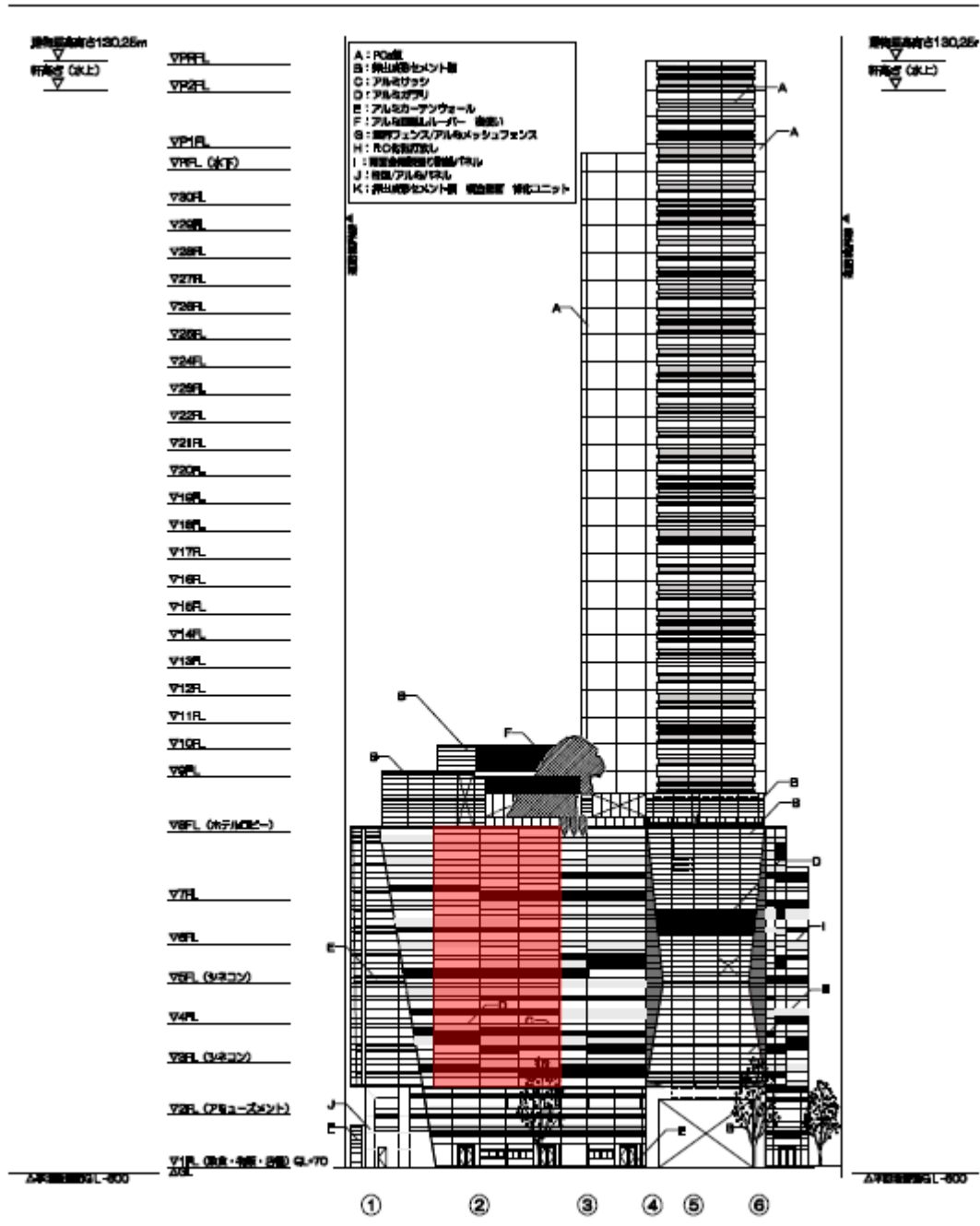
キャンセル料について

別表3 屋外広告物解約手数料(新宿東宝ビル低層階壁面)

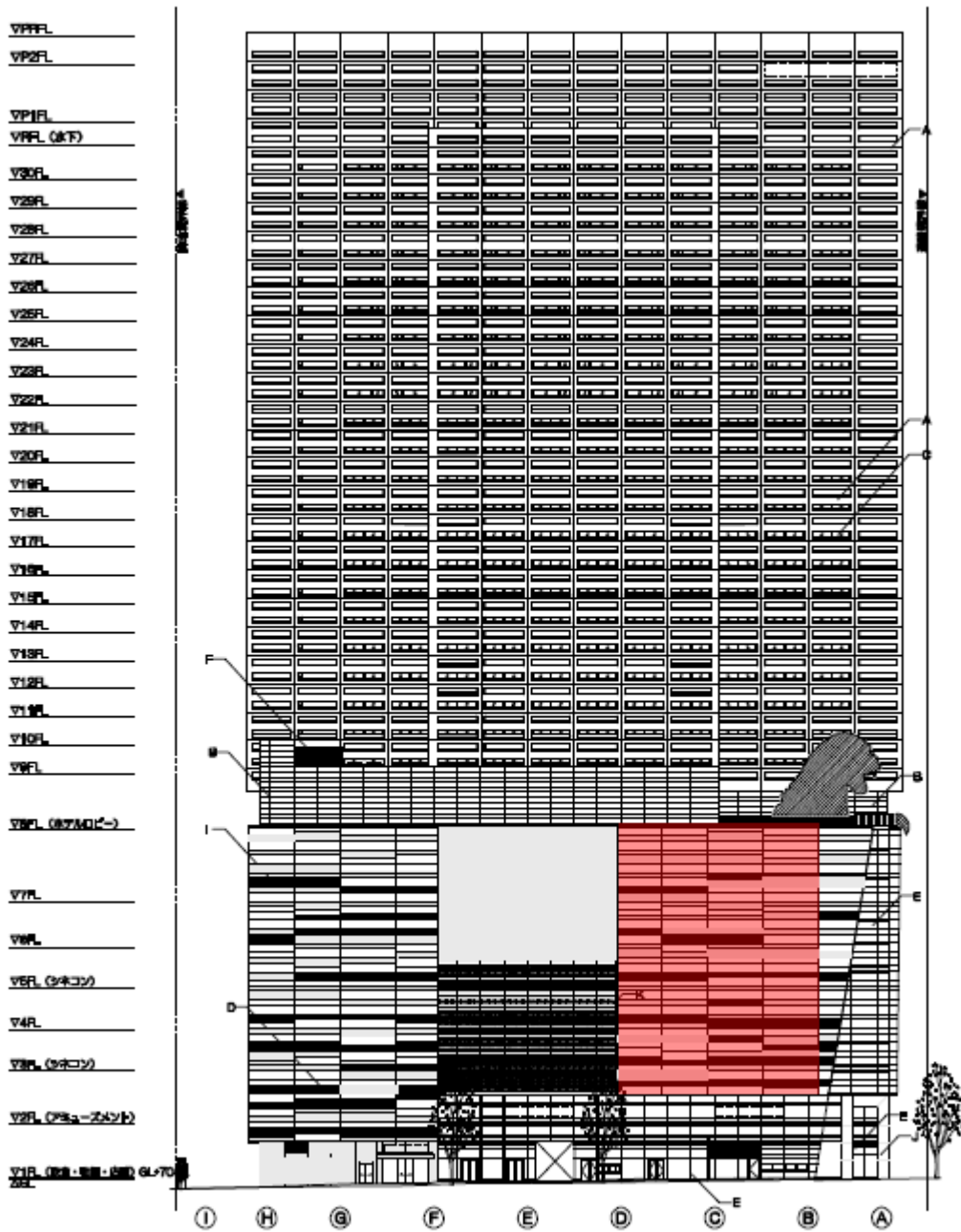
取消・取下日	解約手数料
利用日の61日前まで	御請求合計金額の30%
利用日の61日前から利用日の31日前まで	御請求合計金額の70%
利用日の30日前まで	御請求合計金額全額

※取消し及び取下げの起算日につきましては、屋外広告物利用取下書が当組織に到達した日になります。
※契約成立後の解約については、先にお支払いいただきました金額より解約手数料を差し引いて返金させていただきます。

新宿東宝ビル壁面設置可能位置図(低層階南面)



新宿東宝ビル壁面設置可能位置図(低層階西面)



■ R A1:300
A3:600

お問い合わせから掲出の流れ

屋外広告物の利用をご希望される方は、下記流れに沿ってお申込みください。

屋外広告物に関するお問合せ、お申込みにつきましては下記お問合せ先へお願いいたします。

お申込み等の詳細につきましては「歌舞伎町一丁目地区ビル壁面広告メディア利用基準」にてご確認ください。

STEP01／利用の申し込み

屋外広告物利用申込書(様式1)と、歌舞伎町一丁目・ビル壁面広告メディア利用基準第6条各号に定める書面をご提出ください。

STEP02／申込の受付

申込書等が当組織に届きましたら、屋外広告物利用申込受付書(様式2)をお送りいたします。※受付書は利用を確約するものではありません。

※お申込みをされてから、掲出確定までお時間をいただくことがございます。ご了承ください。

※施工までは、関係各所への手続の都合上、最終原稿入稿後1ヶ月程度かかります。

※利用申込につきましては、60営業日前までをお願いいたします。

STEP03／審査

ご提出いただいた書面に基づき、内容等の審査を行います。審査結果については、書面(屋外広告物利用審査結果通知書(様式3))にて通知させていただきます。なお、結果の通知まで14営業日程度かかります。※業種、広告表現によってお断りする場合があります。

STEP04／広告掲出枠の確定・契約・請求

屋外広告物利用審査結果通知書(様式3)の送付後、契約書と請求書をお送りいたします。

契約書を締結し、指定の期日までに請求書に記載された金額を指定金融機関へお振込みください。なお、振込手数料はご負担ください。契約成立後の解約については、先にお支払いいただきました金額より、下記のとおり解約手数料を差し引き返金させていただきます。ご了承ください。

利用日61日前までの解約については30%、60日前から31日前までは70%、30日前までは全額をあらかじめお支払い頂いている金額より差し引きます。

STEP05／デザイン審査

良好な景観形成に配慮するため、デザイン審査を行います。審査結果については書面にて通知させていただきます。審査結果により、デザイン等の修正及び変更をお願いする場合がございます。また、誇大な表現や公共の場にふさわしくない表現と判断される場合も広告内容を修正していただく可能性がございます。ご了承ください。

STEP06／デザイン制作

①テンプレートをお送りいたしますので、各面100㎡のサイズ内にて、最終デザインを作成してください。入稿先をご連絡いたします。

②設置位置については、「新宿東宝ビル壁面広告設置可能位置図」をご参照ください。

③広告製作及び施工については、歌舞伎町タウン・マネジメントより指定施工業者に依頼いたします。

※指定施工業者以外への発注は出来かねますので、ご了承ください。

STEP07／申請手続き等について

デザインが確定次第、各種申請等の手続きをいたします。

①最終原稿(完成原稿)入稿 【入稿締切】おおよそ掲出日より30営業日前まで

②新宿区景観条例に係る届出 【届出日締切】掲出日より15営業日前まで

③道路使用許可申請 【申請締切日】掲出日より15営業日前まで

④屋外広告物許可申請 【申請締切日】掲出日より15営業日前まで

STEP08／実施

掲出終了後、掲出完了のご報告をさせていただきます。

お申込み及びお問合せ

歌舞伎町タウン・マネージメント

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-18-14新宿北西ビル10階

TEL:03-3207-4516 FAX:03-3207-4519

Email: information@d-kabukicho.com

指定施工業者

TSP太陽株式会社

〒153-0043 東京都目黒区東山1-17-16 TEL:03-3719-3721 FAX:03-3791-0953

お申込みの際、ご提出していただく書類

- ①屋外広告物利用申込書
 - ②屋外広告物の掲出内容の趣旨及び概要
 - ③屋外広告物の利用形態
 - ④利用期間(設営及び撤去期間も記載すること)
 - ⑤デザインまたはデザイン案(寸法を記載したもの)
 - ⑥デザインを作成する上で景観等への配慮方法並びにデザインコンセプト
 - ⑦安全対策
 - ⑧その他、当組織が屋外広告物の申請に際し必要と認められるもの
- ※新宿東宝ビル壁面広告設置可能位置図に指定してください。

申請書類等

下記、申請書類等につきましては、歌舞伎町タウン・マネージメントホームページよりダウンロードをお願いいたします。

- ① 「歌舞伎町一丁目地区ビル壁面広告メディア 利用基準」
- ② 屋外広告物を活用したエリアマネジメント 広告表示に関する自主審査基準
- ③ 屋外広告物利用申込書
- ④ 屋外広告物利用取下書
- ⑤ 新宿東宝ビル壁面広告設置可能位置図